

(財)財務会計基準機構会員



平成 20 年 7 月 31 日

各 位

会社名 J F E ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 数土 文夫
(コード番号：5411 東証、大証、名証)
問合せ先 総務部 広報室長
広瀬 政之 (TEL 03-3217-4030)

業績予想に関するお知らせ

平成 21 年 3 月期の業績につきまして、今般その見通しを得ましたのでお知らせいたします。

記

1. 業績見通し (連結)

①平成 21 年 3 月期 通期 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前連結会計年度実績 (A)	3,539,802	510,518	502,974	261,845	450.58
今回開示予想 (B)	4,400,000	420,000	450,000	270,000	487.16
増減額 (B - A)	860,198	△90,518	△52,974	8,155	36.58
増減率 (%)	24.3	△17.7	△10.5	3.1	8.1

②平成 21 年 3 月期 第 2 四半期連結累計期間 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前年第 2 四半期連結累計期間実績 (A)	1,669,381	253,896	260,809	160,814	274.43
今回開示予想 (B)	2,090,000	180,000	200,000	120,000	215.90
増減額 (B - A)	420,619	△73,896	△60,809	△40,814	△58.53
増減率 (%)	25.2	△29.1	△23.3	△25.4	△21.3

2. 業績見通しの概要

通期のセグメント別の業績予想は以下のとおりであります。

鉄鋼事業におきましては、主原料について世界規模での極めて旺盛な鉄鋼需要を背景として、過去に例を見ない大幅な価格の上昇となりました。また、金属、スクラップ、燃料も高騰しております。これに対し、従来から継続的に実施してきているコスト削減、高級鋼生産能力の増強等の収益改善プロジェクトへの取組みを徹底、強化するとともに、顧客の皆様へ鋼材価格の大幅な改定をお願いしておりますが、現時点の見通しでは、原材料コスト増加による収益悪化が大きく、経常利益は 4,600 億円と前期に対して減益を見込んでおります。

エンジニアリング事業におきましては、依然として資機材や工事費の価格上昇が見込まれるものの、収益改善に努め、年間で 10 億円の経常利益となる見込みです。

造船事業におきましては、生産性の向上により引き続きコスト削減を推進していくものの、鋼材等資機材の高騰等により受注工事損失引当金の大幅な増加が見込まれ、ユニバーサル造船(株)の子会社化に伴うのれんの償却の負担も含め 120 億円の経常損失となる見込みです。

都市開発事業におきましては、横浜山の内開発事業の売上実現もあり前期と比べ増収となりますが、損益につきましては分譲マンション事業での販売価格の見直しにより、大幅な減益となる見込みです。

L S I 事業におきましては、デジタルカメラ向け・液晶パネル向けの販売減、販売価格の下落および為替影響等により、前期に比べ減収・減益となる見込みです。

この結果、通期の売上高は 4 兆 4,000 億円、営業利益は 4,200 億円、経常利益は 4,500 億円、当期純利益は 2,700 億円となる見通しです。

また、第 2 四半期連結累計期間のセグメント別業績予想は、鉄鋼事業におきましては、売上高は 1 兆 8,700 億円、経常利益は 2,200 億円となり、前年同期に比べ増収減益となる見込みです。エンジニアリング事業におきましては、売上高は 1,300 億円、経常損失は 40 億円となり、前年同期に比べ増収増益となる見込みです。造船事業におきましては、売上高は 980 億円、経常損失は 80 億円となる見込みです。都市開発事業におきましては、売上高は 70 億円、経常損失は 20 億円となり、前年同期に比べ減収減益となる見込みです。L S I 事業におきましては、売上高は 190 億円、経常利益は 0 億円となり、前年同期に比べ減収減益となる見込みです。

この結果、第 2 四半期連結累計期間の売上高は 2 兆 900 億円、営業利益は 1,800 億円、経常利益は 2,000 億円、四半期純利益は 1,200 億円となる見通しです。

(注)本資料は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 405 条第 1 項にもとづき、開示するものであります。

以 上